

(陳受28第25号)

純粹に武藏野市役所庁舎等における都旗の掲揚を求めることに関する陳情

受理年月日	平成28年4月27日
陳情者	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27 小畠 孝平

陳情の要旨

都道府県行政は、国家行政以上に、区市町村行政に親密であり、常日ごろお世話になり、より一層の連帯感を求められます。以前、多くの地方議会へ市旗、都旗及び国旗の全ての掲揚等を求める陳情を出しましたが、これについて、東京都武藏野市議会の委員会にて、委員の国旗掲揚を支持する発言中に、いわゆるやじが飛び、これが「都旗はクレージーまたはストレンジだ」を意味する内容だったとのこと。もしこれが真実ならば、陳情者並びに東京都及びその行政職への誹謗中傷、罵詈雑言及び人格否定並びに人権侵害であり、公人または全体の奉仕者たるにふさわしくなき非行と規定される非違行為であり、極めて遺憾であり、甚だ心外であります。いわゆるうそ、大げさまたは紛らわしい広告であることを祈らんばかりです。

そもそも、東京都外の者から見ても親愛なる、国に最も近い、国と地方との重要なインターフェース、地方公共団体の最高峰であり代表者でもある、地方自治制度上究極の存在、東京都の偉大なるメトロポリタンエンブレムを、東京都傘下の区市町村が拒絶することについて、理解に相当苦しみます。まして、便宜上頻繁に、市町村と同列にされる特別区にあっては誤解されがちですが、都道府県から独立した市町村ではなく、あくまで都の一機関なので、ますます理解に苦します。

区市町村議員及び職員に散見される悪癖としては、国家行政庁以上に都道府県に対する妙な意識があることです。都道府県行政職の皆さんは、とてもよい方です。怖くはありません。決して、法令サイボーグではありません。我々と同じ人間です。くれぐれも、色眼鏡をかけてはなりません。区市町村行政の仲間であります。偏見、迫害または差別はいけません。犯罪です。全体の奉仕者たるにふさわしくなき非行と規定されます。地方公共団体職員、特に一般の市町村職員の方にあっては、国家行政庁及び都道府県と対等の立場で連携していただきたいのです。

以上の趣旨から、下記事項の実現へ向け、市及び関係機関へお取り計らい願いたい。

記

- 1 武藏野市役所及び出先機関の庁舎において、都旗も掲揚すること（ただし、これを模した図画等の掲示等でもよい）。